

◎新潟県教育委員会告示第6号

新潟県立学校臨時職員取扱規程（昭和58年6月新潟県教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から実施する。

令和6年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 佐野 哲郎

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後		改正前																																																							
(年次有給休暇)		(年次有給休暇)																																																							
第7条 臨時職員（任用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の任用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。		第7条 臨時職員（任用期間が16日未満の者を除く。）は、次表の任用期間に応じた日数の年次有給休暇をとることができる。																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>任用期間</th> <th>休暇の日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1月以内</td><td>2日</td></tr> <tr><td>1月超2月以内</td><td>3日</td></tr> <tr><td>2月超3月以内</td><td>5日</td></tr> <tr><td>3月超4月以内</td><td>7日</td></tr> <tr><td>4月超5月以内</td><td>8日</td></tr> <tr><td>5月超6月以内</td><td>10日</td></tr> <tr><td>6月超7月以内</td><td>12日</td></tr> <tr><td>7月超8月以内</td><td>13日</td></tr> <tr><td>8月超9月以内</td><td>15日</td></tr> <tr><td>9月超10月以内</td><td>17日</td></tr> <tr><td>10月超11月以内</td><td>18日</td></tr> <tr><td>11月超12月以内</td><td>20日</td></tr> </tbody> </table>		任用期間	休暇の日数	1月以内	2日	1月超2月以内	3日	2月超3月以内	5日	3月超4月以内	7日	4月超5月以内	8日	5月超6月以内	10日	6月超7月以内	12日	7月超8月以内	13日	8月超9月以内	15日	9月超10月以内	17日	10月超11月以内	18日	11月超12月以内	20日	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">任用期間</th> <th rowspan="2">1月以内</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <th>月超2月以内</th> <th>月超3月以内</th> <th>月超4月以内</th> <th>月超5月以内</th> <th>月超6月以内</th> <th>月超12月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>休暇の日数</td> <td>1日</td> <td>2日</td> <td>3日</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>6日</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table>								任用期間	1月以内	1	2	3	4	5	6	月超2月以内	月超3月以内	月超4月以内	月超5月以内	月超6月以内	月超12月以内	休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日
任用期間	休暇の日数																																																								
1月以内	2日																																																								
1月超2月以内	3日																																																								
2月超3月以内	5日																																																								
3月超4月以内	7日																																																								
4月超5月以内	8日																																																								
5月超6月以内	10日																																																								
6月超7月以内	12日																																																								
7月超8月以内	13日																																																								
8月超9月以内	15日																																																								
9月超10月以内	17日																																																								
10月超11月以内	18日																																																								
11月超12月以内	20日																																																								
任用期間	1月以内	1	2	3	4	5	6																																																		
		月超2月以内	月超3月以内	月超4月以内	月超5月以内	月超6月以内	月超12月以内																																																		
休暇の日数	1日	2日	3日	4日	5日	6日	10日																																																		
2 臨時職員は、任用期間の更新又は第4条第4項による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。	2 臨時職員は、任用期間の更新又は第4条第3項による継続任用（以下「更新等」という。）の場合、更新等による通算の任用期間に応じた日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をとることができる。																																																								
3 <u>臨時職員は、任用期間が満了した後、日を空けずに再度臨時職員として任用され、通算の任用期間が1年を超えることとなった場合、又は第4条第4項により、1年を超えて任用される場合</u> にあつては、 <u>通算の任用期間が1年を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とる</u> ことができる。	3 第4条第4項により、1年を超えて任用される場合にあつては、任用期間が1年を超えた日に、 <u>残りの任用期間に応じて前表に定める年次有給休暇をさらに取る</u> ことができる。																																																								
4 <u>臨時職員は、通算の任用期間が1年を超えた日</u>																																																									

から6月を超えた日に、年次有給休暇をさらに10日とることができるものとし、以降、日を空けずに臨時職員として任用が継続した場合は、その日から6月を超えるごとに年次有給休暇を10日とることができるものとする。

附 則

この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に任用され、施行日以後も引き続き任用される臨時職員については、施行日に、通算の任用期間に応じて第7条各項に定める日数（既に取得済みの年次有給休暇の日数がある場合には、当該日数を差し引いた日数）の年次有給休暇をさらにとることができる。